

アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (機材導入型は5月20日まで、機材賃借型は令和3年2月26日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※申請書類の受理後、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業本体とその精算業務が終了することを指します。
事業本体が終了したら速やかに経費等の精算手続きを行い、実績報告をしてください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払

※実績報告書の提出後、審査した後に、補助金の額の確定を行います。
その後、請求書等の口座振込に必要な書類を提出いただき、お支払いとなります。

提出・問い合わせ先 地域づくり推進部文化政策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
☎0857-26-7843 bunsei@pref.tottori.lg.jp